



第2次北本市地球温暖化対策実行計画

平成21年3月

北 本 市

北本市環境方針

北本市では、平成 13 年 4 月 11 日に国際規格 ISO14001 の認証を取得し、地球環境に配慮した活動（事務・事業）を実施しています。

【基本理念】

北本市は、武蔵野の雑木林や荒川の清流などが残された自然の息吹あふれる環境に恵まれたまちです。

私たちは、過去から受け継いできた豊かな自然環境を守り、その実りを享受するとともに、将来の世代に継承すべき責務を有しています。

しかしながら、大量生産、大量消費、大量廃棄といった現在の社会経済活動や自動車中心の社会によりもたらされる便利で豊かな生活は、地域の自然環境のみならず地球温暖化やオゾン層破壊、酸性雨等の地球規模の環境問題を引き起こしています。

そのため、残されている健全で恵み豊かな自然環境を維持しつつ、地球温暖化をはじめとする環境問題の主要因である車社会からの脱却をも見据えて、私たち自身の生活様式を見直し、環境への負荷の少ない持続的に発展が可能な循環型社会を構築していかなければなりません。

そこで、北本市は、市の望ましい環境像とする『緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本』の実現を目指し、市民及び事業者の環境に対する意識の高揚や環境管理活動の普及を図るとともに、協働して地球環境に配慮した取り組みを具体的に推進します。

【基本方針】

北本市は基本理念を踏まえ、継続的な環境の保全・改善を図り、人と自然に優しいまちづくりを推進するため、次の方針を策定します。

- 1 北本市の事務・事業等の活動の重要性や、それが環境に与える様々な影響を十分認識したうえで、適切な環境配慮を行っていきます。
- 2 環境マネジメントシステムの継続的な改善を実施するとともに、地球温暖化対策及び環境汚染の予防に努めます。
- 3 環境に関する法令、その他の合意事項を遵守します。
- 4 環境に影響を与える主要な要因を改善するため、環境目的及び環境目標を設定し、継続的な見直しを行います。
- 5 職員の環境に対する意識の高揚と、環境方針に沿った活動が継続的に進められるよう、基本理念及び基本方針を文書化し、全職員への周知と研修を行います。
- 6 この環境方針は、本市の環境への取り組みを広く内外に示すため公表します。

平成 15 年 5 月 23 日

北本市長 石津 賢治

目次

序章 地球温暖化の原因・影響

1 地球温暖化のメカニズム	1
2 世界、日本の気候変化	2
3 温室効果ガスの排出状況	3

第1章 計画策定の背景

1 国際的な取組	5
2 日本における取組	5
3 北本市における取組と成果	6

第2章 計画の基本的事項

1 目的	9
2 位置付け	9
3 期間	9
4 対象範囲	9
5 対象とする温室効果ガス	10

第3章 市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況

1 北本市全体の温室効果ガスの排出量	11
2 市の事務事業に係る温室効果ガスの排出量	12

第4章 温室効果ガス削減目標

1 温室効果ガスの排出削減量に関する目標	17
2 温室効果ガス排出抑制のための取組項目別削減量に関する目標	18

第5章 温室効果ガス抑制のための取組

1 取組に対する基本的考え方	19
2 取組事項体系	20
3 削減目標達成に向けた市の取組（直接的な取組）	21
4 削減目標達成に向けた市の取組（間接的な取組）	23

第6章 計画の推進

1 推進体制	27
2 運用管理	29
3 点検及び是正処置	29
4 公表	29

■ 資料

1 温室効果ガス換算係数一覧.....	資-1
2 削減目標の設定	資-3
3 用語の解説.....	資-7
4 地球温暖化対策の推進に関する法律抄	資-11

序章 地球温暖化の原因・影響

1 地球温暖化のメカニズム

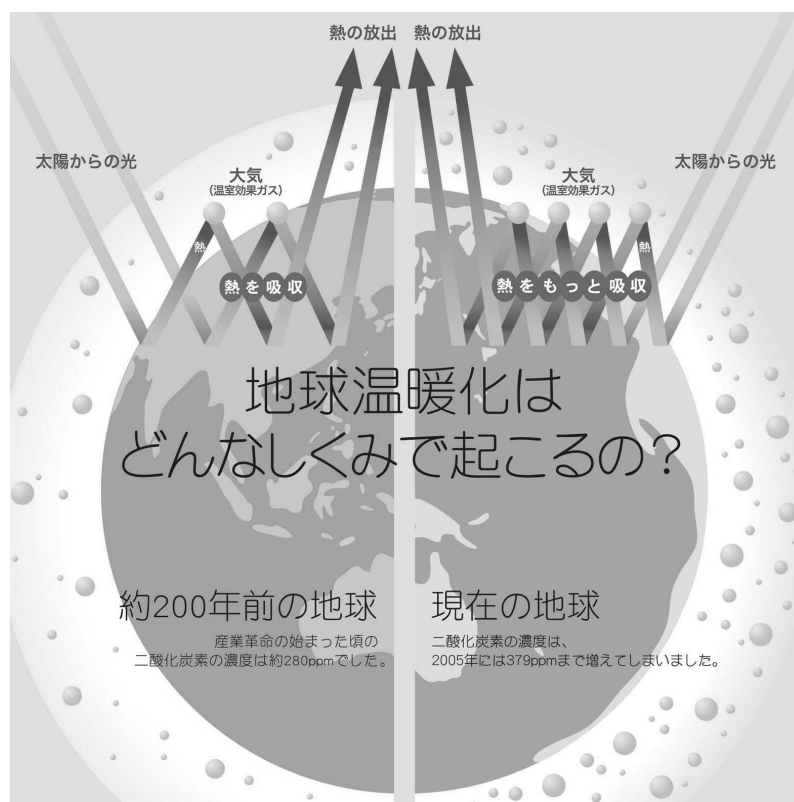
地球温暖化は、人間活動の拡大によって大気中の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象です。

太陽から降り注ぐ光は、地表面に達して海や陸を暖めたり植物に取り込まれたりします。暖められた地表面からは赤外線が大気中に放射されますが、この赤外線が温室効果ガスに吸収され、吸収された熱の一部が再び地表を暖めることとなります。現在、地球の平均気温は 14℃くらいですが、これらの温室効果ガスが存在しないと、地球の平均気温は-19℃くらいになると予測されており、適度な温室効果ガスの存在は生態系にとって必要不可欠なものです。

ところが、産業革命以降、人間は石油や石炭などの化石燃料を大量に燃焼して使用することにより、大気中の温室効果ガスを急速に増加させてきました。その結果、温室効果が強くなり地表面の温度が上昇しています。これを地球温暖化と呼んでいます。

現在の私たちの快適で便利な暮らしや事業活動は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムによって支えられていますが、まさにそのことが地球温暖化を進行させる大きな原因になっているといえるのです。

《温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム》



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

2 世界、日本の気候変化

2007年に公表された、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書によると、最近12年(1995~2006年)のうち、1996年を除く11年の世界の地上気温は1850年以降で最も温暖な12年の中に入っているとされています。また、2005年までの100年間で地球上の平均気温が0.74℃上昇していることが示され、化石燃料の使用による二酸化炭素の排出といった人為的要因が大きいとしています。さらに、21世紀末における世界平均地上気温の上昇量及び海面水位上昇量を、温室効果ガスの排出量が最も少ないシナリオの場合で1.8℃(1.1~2.9℃)、0.18~0.38mとし、最も多いシナリオの場合4.0℃(2.4~6.4℃)、0.26m~0.59mと予測しています。

このまま地球温暖化が進むと、様々な気候の変化により生態系に重大な脅威を与えることが予測され、農業生産や水産資源への悪影響や気候の変化に適応できない動植物の絶滅などが危惧されています。また、豪雨や干ばつなどの異常気象の頻発、海面水位の上昇による陸域の減少、さらにはマラリアやデング熱といった伝染病の流行や熱中症の増加といった人間の健康面での被害も心配されています。

《地球温暖化の現状》

指標	観測された変化
世界平均気温	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年までの100年間に世界の平均気温が0.74〔0.56~0.92〕℃上昇。 ・最近50年間の昇温の長期傾向は過去100年間のほぼ2倍。 ・最近12年(1995~2006年)のうち、1996年を除く11年の世界の地上気温は1850年以降で最も温暖な12年の中に入る。 ・北極の平均気温は過去100年間で世界平均の上昇率のほとんど2倍の速さで上昇。
平均海面水位	<ul style="list-style-type: none"> ・20世紀を通じた海面水位上昇量は0.17m ・1993年~2003年の上昇率は年あたり3.1mm
暑い日及び熱波	発生頻度が増加
寒い日、寒い夜及び霜が降りる日	発生頻度が減少
大雨現象	発生頻度が増加
干ばつ	1970年代以降、熱帯地域や亜熱帯地域で干ばつの地域が拡大。激しさと期間が増加。
氷河、積雪面積	南北両半球において、山岳氷河と積雪面積は平均すると後退

資料：平成20年度版環境・循環型社会白書（IPCC「第4次評価報告書」より環境省作成）

3 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガスの種類

地球温暖化の原因となる温室効果ガスについて、京都議定書では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）の6種類を対象ガスとしています。この中で特に地球温暖化への影響が大きいガスは二酸化炭素で、私たちの家庭生活や企業の事業活動での電気、ガス、ガソリンなどの使用によって発生しています。

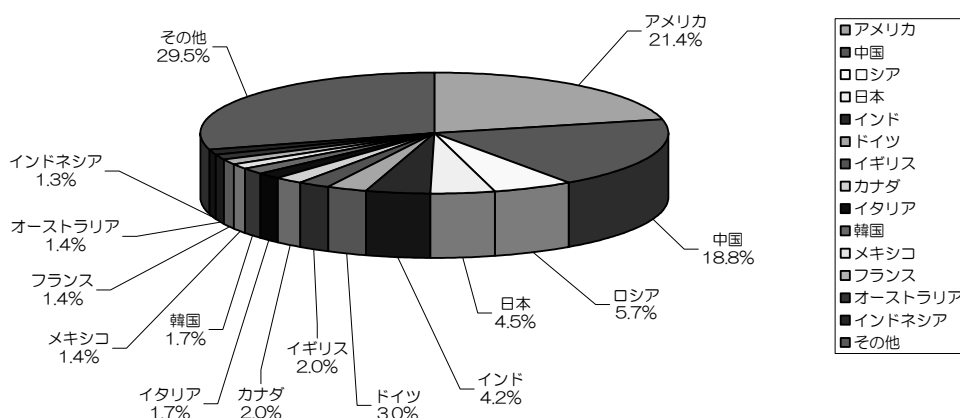
《温室効果ガスの種類》

種類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内醗酵など農業部門から排出されるものが半分を占め、廃棄物の埋立からも2~3割を占める。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用されている。
パーフルオロカーボン類 (PFC)	半導体などの製造や電子部品などの不活性液体などとして使用されている。
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体などの製造に使用されている。

(2) 温室効果ガスの排出状況

地球温暖化に最も影響のある温室効果ガスは二酸化炭素ですが、世界の二酸化炭素の排出量は2005年で約271億t-CO₂となっており、西側先進国だけで世界の二酸化炭素の半分近くを排出し、旧ソ連・東欧を含む先進国で3分の2を排出しています。日本は、世界の二酸化炭素排出量のうち約5%を占めており、世界第4位の二酸化炭素排出国です。

《国別二酸化炭素排出割合(2005年)》



出典)「Stop the 温暖化 2008」(環境省 環境局)

序章 地球温暖化の原因・影響

日本の2006年度の温室効果ガスの総排出量は、13億4,000万t-CO₂で、前年度と比較し、1.3%減少しているものの、1990年度（京都議定書の規定による基準年度）の総排出量12億6,100万t-CO₂と比較すると6.2%増加しています。この総排出量のうち、9割以上を占める二酸化炭素の2006年度の排出量は12億7,400万t-CO₂で、一人当たりの排出量は9.97t-CO₂となっており、1990年度と比較すると総排出量で11.3%、一人当たりの排出量で7.7%増加しています。また、部門別にみると、産業部門が1990年度比で0.4%の減少となっているものの、運輸部門が16.9%、民生部門が16.7%の増加となっており、民生部門と運輸部門の伸びが顕著となっています。

《温室効果ガスの種類》

単位：百万t-CO₂

種類	1990年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
二酸化炭素 (CO ₂)	1,144.1	1,278.6	1,286.2	1,284.4	1,290.6	1,273.6
メタン (CH ₄)	33.4	25.2	24.7	24.4	23.9	23.6
一酸化二窒素 (N ₂ O)	32.6	26.1	25.9	26.0	25.6	25.6
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	20.2	13.1	12.5	8.3	7.3	6.6
パーフルオロカーボン類 (PFC)	14.0	7.1	6.8	7.0	6.5	6.3
六フッ化硫黄 (SF ₆)	16.9	5.4	4.8	4.6	4.2	4.3
合計	1,261.3	1,355.5	1,361.0	1,354.7	1,358.1	1,340.1

出典)「日本の温室効果ガス排出量データ(1990~2006年度)」(平成20年7月、温室効果ガスインベントリオフィス)

第1章 計画策定の背景

1 国際的な取組

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効いたしました。

その後、1997年に京都で開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）では、先進国における二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減量について「2008年から2012年までの期間中に、1990年の水準より少なくとも5.2%削減すること」とし、各国別に法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ京都議定書が採択されました。また、京都議定書には、目標を達成するための手法として、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムという柔軟性のある措置が導入され、2005年に発効されました。

2013年以降（第2約束期間＝ポスト京都議定書）の枠組みについては、専門的に議論される場が設けられているほか、COP、EU、APEC等でも話し合われています。2007年バリで開催されたCOP13においては、現在は削減義務を負っていないアメリカや中国等の主要な排出国すべてが参加すること、2009年までに具体策を決めること等が盛り込まれた「バリ・ロードマップ」が採択されました。また、2008年7月に開催された洞爺湖サミットでは、主要8か国（G8）の間で2050年までに世界の温室効果ガス排出量を半減させるとする数値目標を、G8だけでなく、中国やインドといった主要発展途上国を含むすべての国と共有することを目指すことが合意されました。

2 日本における取組

わが国では、温室効果ガスの排出量を6%削減することを国際的に約束した京都議定書の採択を受け、平成10年6月に地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策推進大綱」を決定するとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）の制定及び地球温暖化対策の推進に関する基本方針の策定等を通じて、わが国における温暖化対策推進の基礎的な枠組みを構築しました。「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和54年法律第49号）の改正等、各種の国内対策を実施してきました。

また、京都議定書の締結を踏まえ、平成14年6月には国、地方公共団体、事業者、国民の総力を挙げた取組を強力に推し進めるために「地球温暖化対策推進大綱」を見直し、新たな大綱を策定するとともに、平成17年4月には「京都議定書目標達成計画」を閣議決定し、京都議定書の削減約束を確実に達成するために必要な対策を定めました。

さらには、平成20年3月に「京都議定書目標達成計画」の改定計画を閣議決定し、地球温暖化対策の充実を図ったほか、6月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、温室効果ガスの算定・報告・公表制度の見直しや、地方公共団体の実行計画の充実を定めました。

3 北本市における取組と成果

(1) 北本市におけるこれまでの取組

本市では、平成10年6月に「北本市環境基本条例」を制定するとともに、平成12年3月には環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「北本市環境基本計画」を策定しました。この計画は「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」を望ましい環境像とし、その実現に向け3つの長期的な目標を掲げ、その中で地球温暖化防止対策の推進を施策の方針として位置付け、温室効果ガスの発生抑制、省エネルギーの推進等の個別事業に取り組むこととしています。平成20年3月には、基本計画の策定から7年が経過し、市を取り巻く環境問題が大きく変化していることから、これらの変化に対応した環境政策を推進するために「北本市環境基本計画」を見直しました。

また、市の事務事業について、率先して環境への負荷を削減するため、平成9年度から環境にやさしいまちづくり運動を実施し、省エネルギー、省資源に取り組んできました。平成12年度には環境マネジメントシステムを構築し、その運用に努め、平成13年4月には環境管理システムの国際規格であるISO14001の認証を取得しました。

さらに、これまでよりも具体的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化の推進に関する法律及び基本方針に基づき、平成15年3月に「北本市地球温暖化対策実行計画（第1次）」（以下「第1次実行計画」という。）（計画期間：平成13～19年度）を策定し、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

(2) 第1次実行計画の目標達成状況

第1次実行計画では、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を、平成13年度を基準年度として、平成19年度までに3%（91.8 t-CO₂）以上削減することを目標としています。また、個別の取組項目の目標として、温室効果ガスの排出を直接抑制する取組に関しては電気使用量、燃料使用量及び公用車の燃料使用量について、温室効果ガスの排出を間接的に抑制する取組に関しては水道使用量、コピー用紙使用量及びごみ排出量について、それぞれ平成13年度を基準年度として、平成19年度までに3%以上削減することとしています。

本市では既成の北本市環境マネジメントシステム運用管理と連携し、市の事務事業に伴うエネルギーの消費や製品の使用により直接排出される温室効果ガスの抑制及び、製品の購入や廃棄などにより間接的に排出している温室効果ガスの抑制に取り組みました。その結果、平成19年度における市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、取組項目別に見ると電気使用量については目標を達成できませんでしたが、全体では基準年度比で12.2%（374.1 t-CO₂）の削減となっており、目標を達成しました。また、間接的に温室効果ガス排出量を抑制する取組について項目別にみると、コピー用紙使用量を除いて目標を達成しました。

「第2次北本市地球温暖化対策実行計画」（以下「第2次実行計画」という。）では「北本市環境基本計画」や「環境マネジメントシステム」との整合を図りつつ、今までのエコオフィスの取組に加え、国や県の提唱する施策を積極的に盛り込み、地球温暖化対策を推進します。

《温室効果ガス排出抑制のための取組項目別排出削減量に関する目標及び実績》

a) 温室効果ガスの排出を直接抑制する取組

取組項目	平成19年度目標	温室効果ガス排出量・使用量			削減量 (目標)	増減量 (実績)		達成状況
		平成13年度 (基準年度)	平成19年度 (目標年度)	平成19年度 (実績)				
電気使用量の削減	平成13年度比3%削減する	1,617.45 t-CO ₂	1,568.93 t-CO ₂	1,634.67 t-CO ₂	48.52 t-CO ₂	17.21 t-CO ₂	1.1%	未達成
燃料使用量の削減		1,364.80 t-CO ₂	1,323.86 t-CO ₂	981.00 t-CO ₂	40.94 t-CO ₂	-383.80 t-CO ₂	-28.1%	達成
公用車の燃料使用量の削減		72.32 t-CO ₂	70.15 t-CO ₂	66.59 t-CO ₂	2.17 t-CO ₂	-5.73 t-CO ₂	-7.9%	達成
(その他)		6.63 t-CO ₂	6.43 t-CO ₂	4.86 t-CO ₂	0.20 t-CO ₂	-1.76 t-CO ₂	-26.6%	達成
合計		3,061.20 t-CO ₂	2,969.36 t-CO ₂	2,687.13 t-CO ₂	91.84 t-CO ₂	-374.07 t-CO ₂	-12.2%	達成

※第1次実行計画の計画期間における市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の算定については、「地球温暖化対策の推進に関する施行令」に基づき、平成12年度の排出係数政令に基づく排出係数を使用しています。また、その他分とは、二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類）の排出量分です。

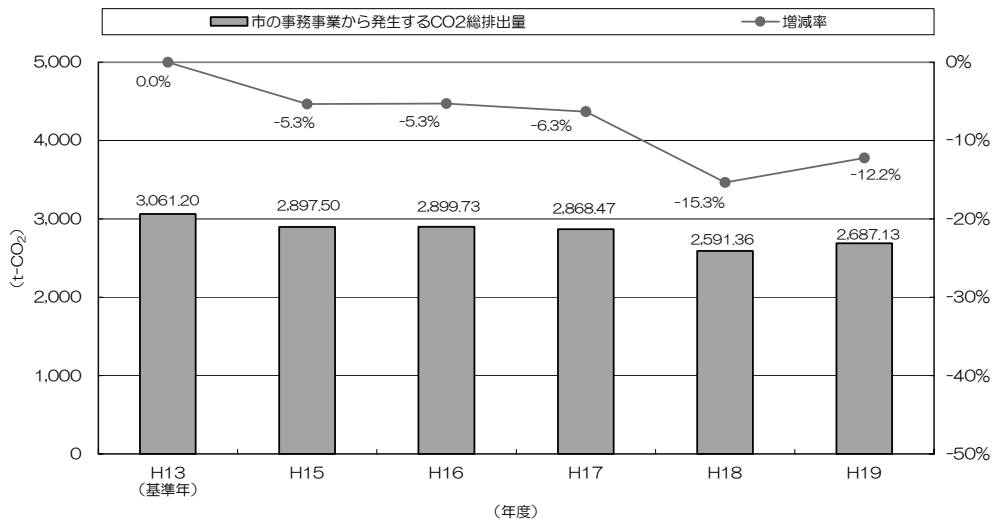
b) 温室効果ガスの排出を間接的に抑制する取組

取組項目	平成19年度目標	温室効果ガス排出量・使用量			削減量 (目標)	増減量 (実績)		達成状況
		平成13年度 (基準年度)	平成19年度 (目標年度)	平成19年度 (実績)				
水道使用量の削減	平成13年度比3%削減する	240,432.6 m ³	233,219.6 m ³	149,834.0 m ³	7,213.0 m ³	-90,598.6 m ³	-37.7%	達成
コピー用紙使用量の削減		1,614,943 枚	1,566,495 枚	1,704,059 枚	48,448 枚	89,116 枚	5.5%	未達成
ごみの減量とリサイクルの推進	平成13年度比3%のごみの減量とリサイクルを推進する	5.34 t	5.18 t	4.25 t	0.16 t	-1.09 t	-20.4%	達成
グリーン購入の推進	グリーン購入ガイドラインに掲げられた中期（平成17年度）のグリーン購入を目標とする	—	—	—	—	—	—	—
緑化の推進	公共施設内の緑化を推進する	—	—	—	—	—	—	—
研修・教育等の推進	職員に対する研修機会等の提供及び児童・生徒に対する環境教育を推進する	—	—	—	—	—	—	—

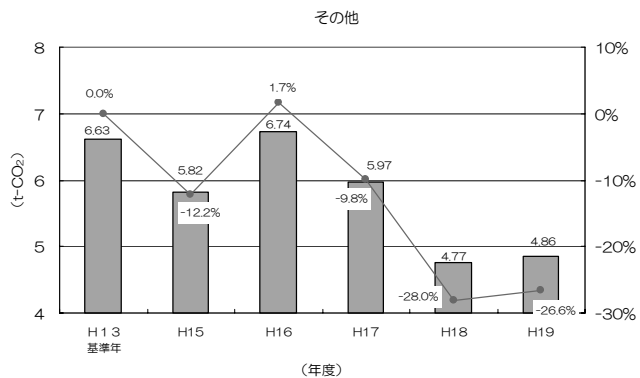
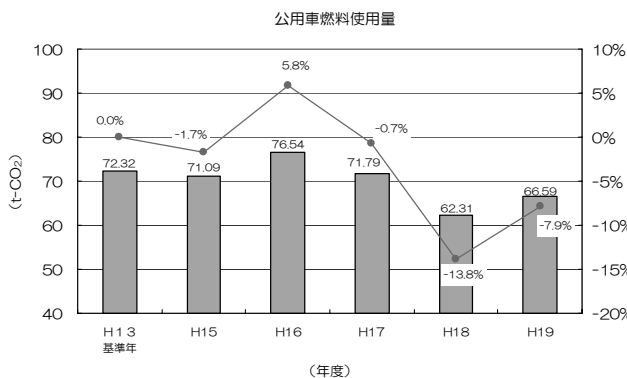
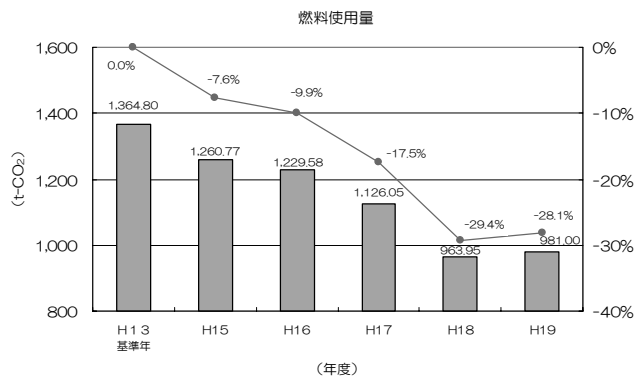
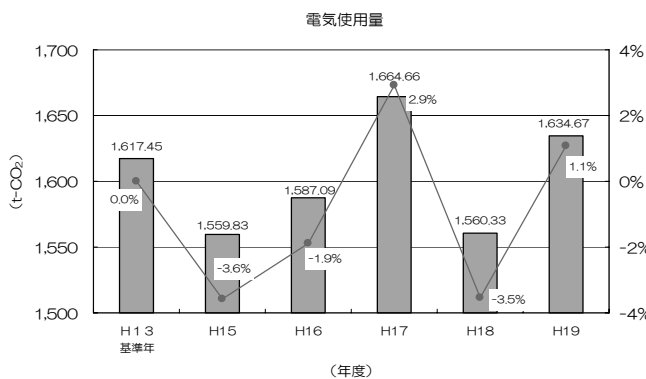
※コピー用紙使用量の削減における用紙使用量については、市役所庁舎及び文化センターにおける用紙の使用のみを対象としており、出先機関及び小中学校における用紙使用量は含まれていません。また、ごみの減量とリサイクルの推進におけるごみの排出量については、市役所庁舎及び文化センターの事務室から出るごみのみを対象としています。

第1章 計画策定の背景

《市の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量の推移》



《取組項目別温室効果ガス総排出量の推移》



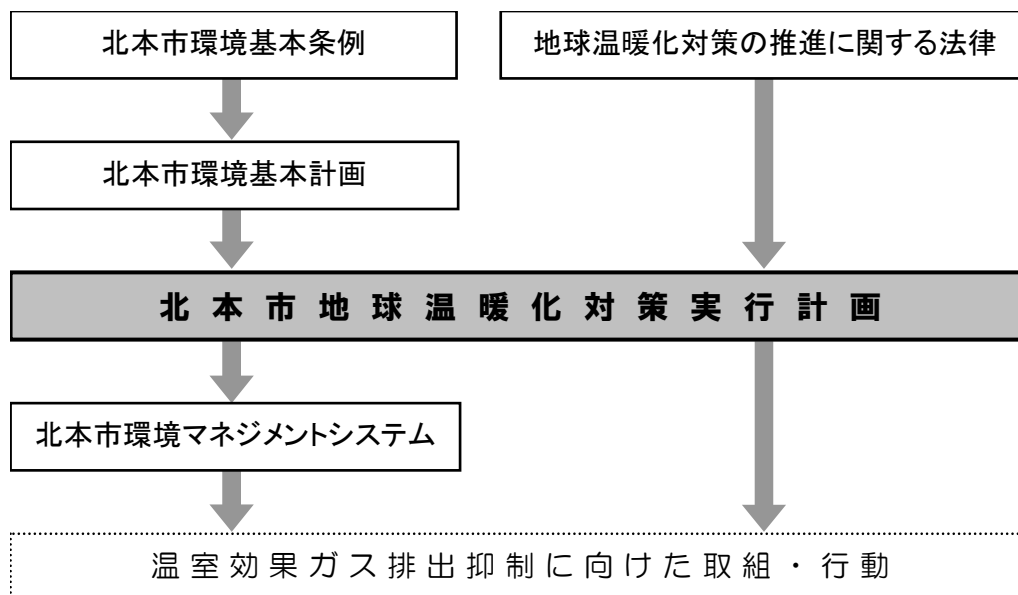
第2章 計画の基本的事項

1 目的

本計画は、計画期間の終了した前計画に引き続き、市が自らの事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減に率先して取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 位置付け

《第2次実行計画の位置付け》



3 期間

本計画の期間は2009（平成21）年度から2013（平成25）年度までの5年間とします。ただし、技術革新や社会、経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

4 対象範囲

本計画の対象とする範囲は、市の行う事務事業全般とし、その対象とする機関は総合政策部、総務部、市民経済部、保健福祉部、都市整備部、会計課、議会事務局、教育部（公民館等、小学校、中学校含む）、行政委員会（固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会）とします。ただし、市が事業者や公益法人等に委託して行う事業は原則除きますが、総合福祉センター、健康増進センター、野外活動センター、体育センター及び公園の施設管理事業については含めるものとします。

5 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、法律に基づき、次のとおりとします。

- ①二酸化炭素 (CO₂)
- ②メタン (CH₄)
- ③一酸化二窒素 (N₂O)
- ④ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)
- ⑤パーフルオロカーボン類 (PFC)
- ⑥六フッ化硫黄 (SF₆)

ただし、パーフルオロカーボン類 (PFC) と六フッ化硫黄 (SF₆) については、対象施設が存在しないため、計画の対象としません。

第3章 市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況

1 北本市全体の温室効果ガスの排出量

「北本市環境基本計画 改訂版」によると、本市全域における温室効果ガス（二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素）排出量は、京都議定書が定める基準年度である平成 2 年度において 203,752t-CO₂、平成 17 年度において約 285,923t-CO₂ となり、15 年間で 40.3%（82,171t-CO₂）増加しています。

市民 1 人当たりの温室効果ガス排出量は、平成 2 年度は 3.2t-CO₂/人、平成 17 年度は 4.1t-CO₂/人となっており、県及び国の 1 人当たりの排出量と比べると非常に少ないといえます。北本市では、基準年当時から温室効果ガスの主要な排出源とされている重化学工業や製造業といった産業部門からの温室効果ガス排出量が少ないため、1 人当たりの排出量が少なくなっていると考えられます。

温室効果ガス排出量を部門別にみると、市内では、平成 2 年度と比較して、産業部門は 7.6%（4,782t-CO₂）増、業務部門は 59.1%（27,897t-CO₂）増、家庭部門は 52.3%（32,605t-CO₂）増、運輸部門は 54.6%（16,887t-CO₂）増となっています。平成 2 年度は産業部門が最も多く排出していましたが、平成 17 年度は家庭部門が最も多く、次いで業務部門、産業部門となっています。

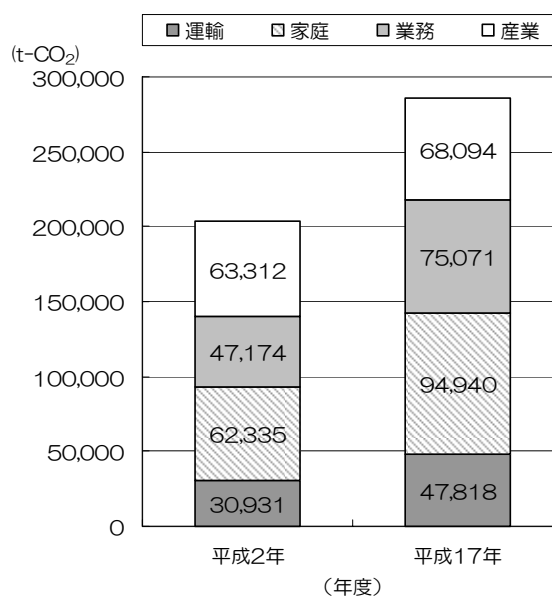
《本市における温室効果ガス排出量(単位:t-CO₂)》

部門	平成 2 年	平成 17 年
産業	63,312	68,094
業務	47,174	75,071
家庭	62,335	94,940
運輸	30,931	47,818
廃棄物	(※ ¹)	(※ ¹)
合計	203,752	285,923
基準年度比	—	140.3%
市民 1 人当たり	3.2	4.1
※埼玉県 1 人当たり	6.2	6.0
※国民 1 人当たり	9.1	9.8

※¹ 北本市分は廃棄物部門を含みません。

※ 県、国は参考

※ 6 種類の温室効果ガスのうち二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素を算定の対象としています。



出典) 北本市環境基本計画 改訂版(平成 20 年 3 月、北本市)

2 市の事務事業に係る温室効果ガスの排出量

(1) 温室効果ガス総排出量

市の事務事業から発生する温室効果ガス総排出量を把握するため、平成 19 度の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン類の排出量を、平成 18 年度地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づく排出係数を用いて算定しました。その結果、平成 19 年度の市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量は 3,588t -CO₂となっています。

機関別にみると、出先機関からの温室効果ガス排出量が 1,808t -CO₂と最も多く、小中学校からの排出量が 1,028 t-CO₂、市役所庁舎及び文化センターからの排出量が 752 t-CO₂と続いています。

また、ガス種別の温室効果ガス排出量に占める割合をみると、99.9%以上を二酸化炭素が占めています。次いで一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、メタンとなっています。

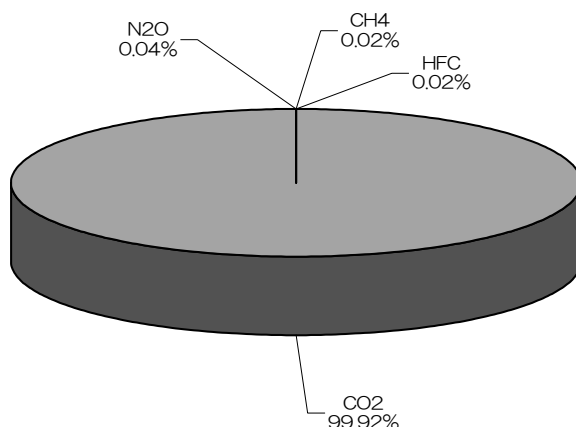
《温室効果ガス別排出量(平成 19 年度)》

単位：t-CO₂

取組項目	市役所庁舎及び文化センター	出先機関	小中学校	合計
二酸化炭素 (CO ₂)	749.84	1,807.36	1,028.07	3,585.27
メタン (CH ₄)	0.36	0.34	0.05	0.74
一酸化二窒素(N ₂ O)	1.27	0.09	0.01	1.36
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC ₃)	0.80	0.00	0.00	0.80
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	-	-	-	-
六フッ化硫黄 (SF ₆)	-	-	-	-
合計	752.26	1,807.79	1,028.13	3,588.17

※温室効果ガス排出量については、平成 18 年度地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づく排出係数を使用しています。また、久保土地区画整理事務所からの温室効果ガス排出量を含んでいます。
 ※表中の数字は四捨五入のため、合計等は必ずしも一致しません。

《温室効果ガス種別排出割合(平成 19 年度)》

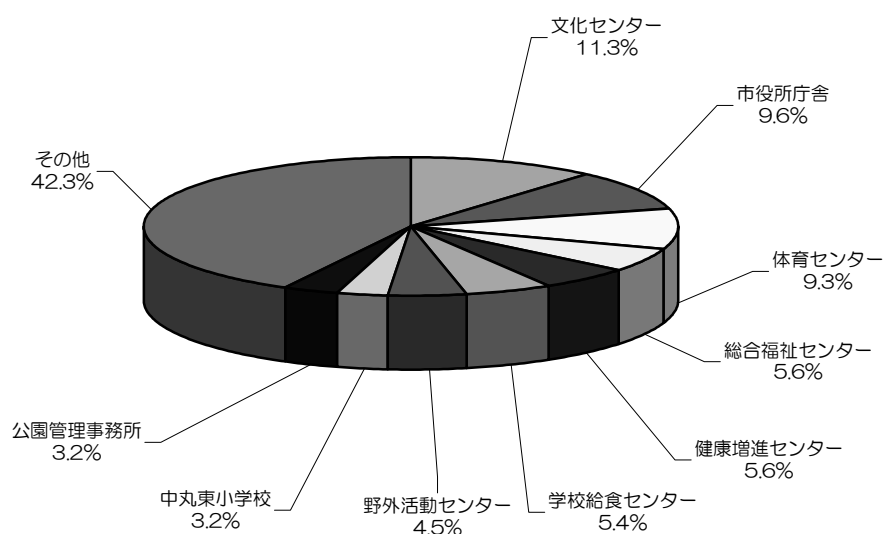


(2) 施設別の温室効果ガス排出量

平成 19 年度の施設別の温室効果ガス排出量についてみると、文化センターからの排出量が最も多く、全体の 11.3%を占めています。

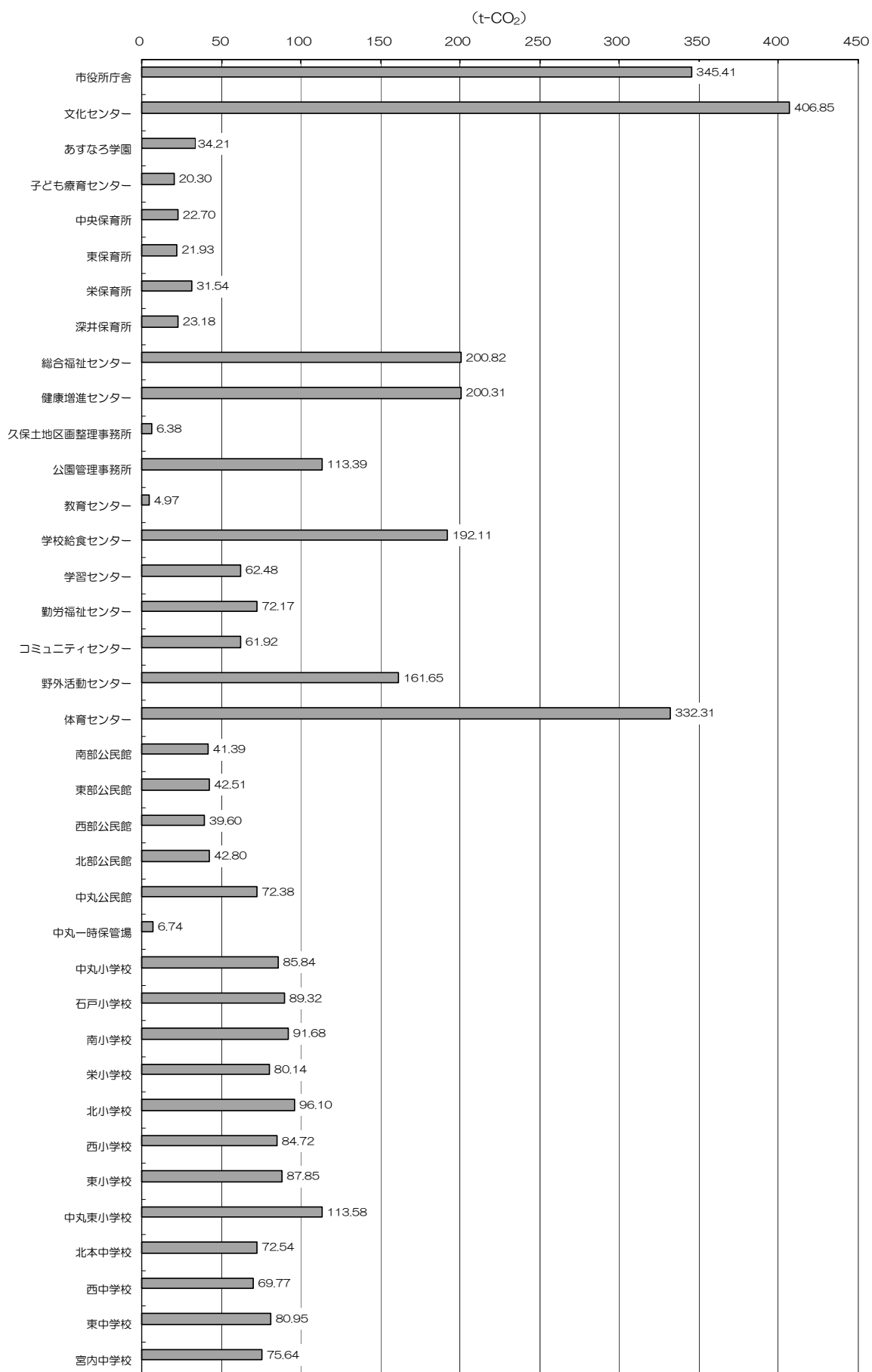
次いで市役所庁舎が 9.6%、体育センターが 9.3%となっています。他には総合福祉センター、健康増進センター、学校給食センター、野外活動センター、中丸東小学校、公園管理事務所、北小学校といった施設からの排出量が上位を占めています。

《施設別の温室効果ガス排出量割合(平成 19 年度)》



第3章 市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況

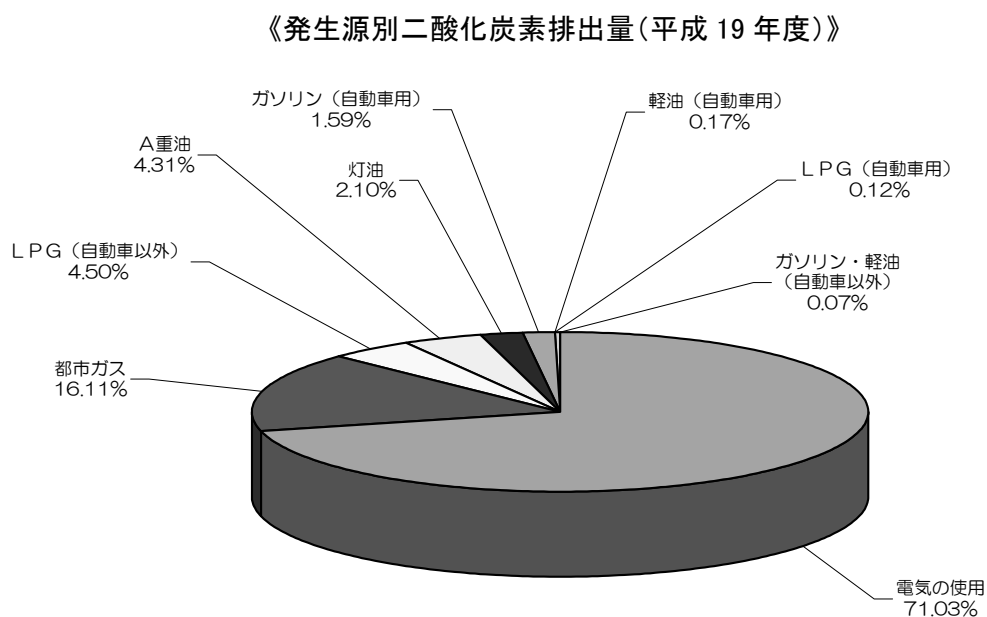
《施設別の温室効果ガス排出量(平成19年度)》



(3) 発生源別の二酸化炭素排出量

市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの99.9%以上を占める二酸化炭素は、化石燃料の燃焼により発生します。平成19年度の発生源別の二酸化炭素排出量の内訳をみると、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量が最も多く70%以上を占めています。次いで「都市ガス」の使用に伴う排出量が16%以上を占めています。

この「電気の使用」、「都市ガス」及び「LPG（自動車以外）」の使用を合わせると、二酸化炭素の排出量の約90%を占める状況にあります。



第4章 温室効果ガス削減目標

1 温室効果ガスの排出削減量に関する目標

平成 25 年度における市の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量を二酸化炭素換算で平成 19 年度比 4%削減します。

なお、平成 20 年度以降に新設、または増設される施設等の温室効果ガスの排出量については、基準年度との比較ができないため、排出量の実績数値からは除くものとします。ただし、それらの施設においても本計画に基づき、温室効果ガスの排出削減に向け取り組むこととします。

単位：t-CO₂

基準年度	目標年度	削減目標	温室効果ガス排出量		温室効果ガス削減量
			平成 19 年度 (基準年度)	平成 25 年度 (目標年度)	
平成 19 年度	平成 25 年度	平成 19 年度比 4%削減する	3,588	3,445	143

※第 2 次実行計画の計画期間における市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量については、平成 18 年度地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づく排出係数を使用しています。

第4章 温室効果ガス削減目標

2 温室効果ガス排出抑制のための取組項目別削減量に関する目標

(1) 温室効果ガスの排出を直接抑制する取組

単位:t-CO₂

取組項目	平成 25 年度目標	温室効果ガス排出量		温室効果ガス削減量
		平成 19 年度 (基準年度)	平成 25 年度 (目標年度)	
電気使用量の削減	平成 19 年度比 4%削減する	2,546.99	2,445.11	101.88
燃料使用量の削減		971.06	932.22	38.84
公用車の燃料使用量の削減		67.22	64.53	2.69
(その他)		2.90	2.78	0.12
合計		3,588.17	3,444.64	143.53

※その他とは、二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類）の排出量です。

(2) 温室効果ガスの排出を間接的に抑制する取組

取組項目	平成 25 年度目標	使用量・排出量		削減量
		平成 19 年度 (基準年度)	平成 25 年度 (目標年度)	
水道使用量の削減	平成 19 年度比 4%削減する	149,834 m ³	143,840 m ³	5,994 m ³
コピー・プリンター用紙使用量の削減	平成 19 年度比 4%のコピー用紙使用量の削減	1,704,059 枚	1,636,000 枚	68,059 枚
	平成 19 年度比 4%のプリンター用紙使用量の削減	1,329,601 枚	1,276,000 枚	53,601 枚
ごみの減量とリサイクルの促進	平成 19 年度比 8.6%のごみの減量とリサイクルを推進する	4.25 t	3.88 t	0.37 t
グリーン購入の推進	グリーン購入ガイドラインに掲げられたグリーン購入を目標とする（グリーン購入目標については P.25 参照）	—	—	—
緑化の推進	北本市全域の緑化を推進する	—	—	—
研修・教育等の推進	職員に対する研修機会などの提供及び児童・生徒に対する環境教育を推進する	—	—	—

※コピー・プリンター用紙使用量の削減における用紙の使用量については、市役所庁舎及び文化センターにおいて使用される用紙を対象としています。また、ごみの減量とリサイクルの推進におけるごみの排出量については、市役所庁舎及び文化センターの事務室から出るごみのみを対象とします。

第5章 温室効果ガス抑制のための取組

1 取組に対する基本的考え方

温室効果ガスは、エネルギーの消費や製品の使用に伴って排出されるだけでなく、製品の原料の調達、製造、流通、廃棄の段階でも排出されています。したがって、温室効果ガスの排出を抑制するためには、消費や製品の使用に伴い排出する温室効果ガスを抑制することと、各段階での排出抑制に配慮した取組を展開していくことが必要です。

そのため、エネルギーの消費や製品の使用により直接排出している温室効果ガスを抑制する取組と製品の購入、廃棄等により間接的に排出している温室効果ガスを抑制する取組に分類し、各取組項目を次頁のとおり体系化して展開することとします。その中で、本計画より新たに実施する温室効果ガス抑制のための取組を以下に示します。

① 電気及び燃料使用量の削減

空調機器の効率向上に努めるため、着衣の工夫による温度の調節、空調使用時における窓・出入口の開放の抑制及びカーテン・ブラインドの活用に取り組んでいきます。

② コピー・プリンター用紙使用量の削減

以前から取り組んでいたコピー用紙の使用量削減に加えて、プリンター用紙についても使用量の削減に取り組んでいきます。

③ グリーン購入の推進

製品やサービスを調達する際には、温室効果ガスの排出量を削減するため、環境負荷ができるだけ少なくなるように環境配慮契約（グリーン契約）の推進に取り組んでいきます。

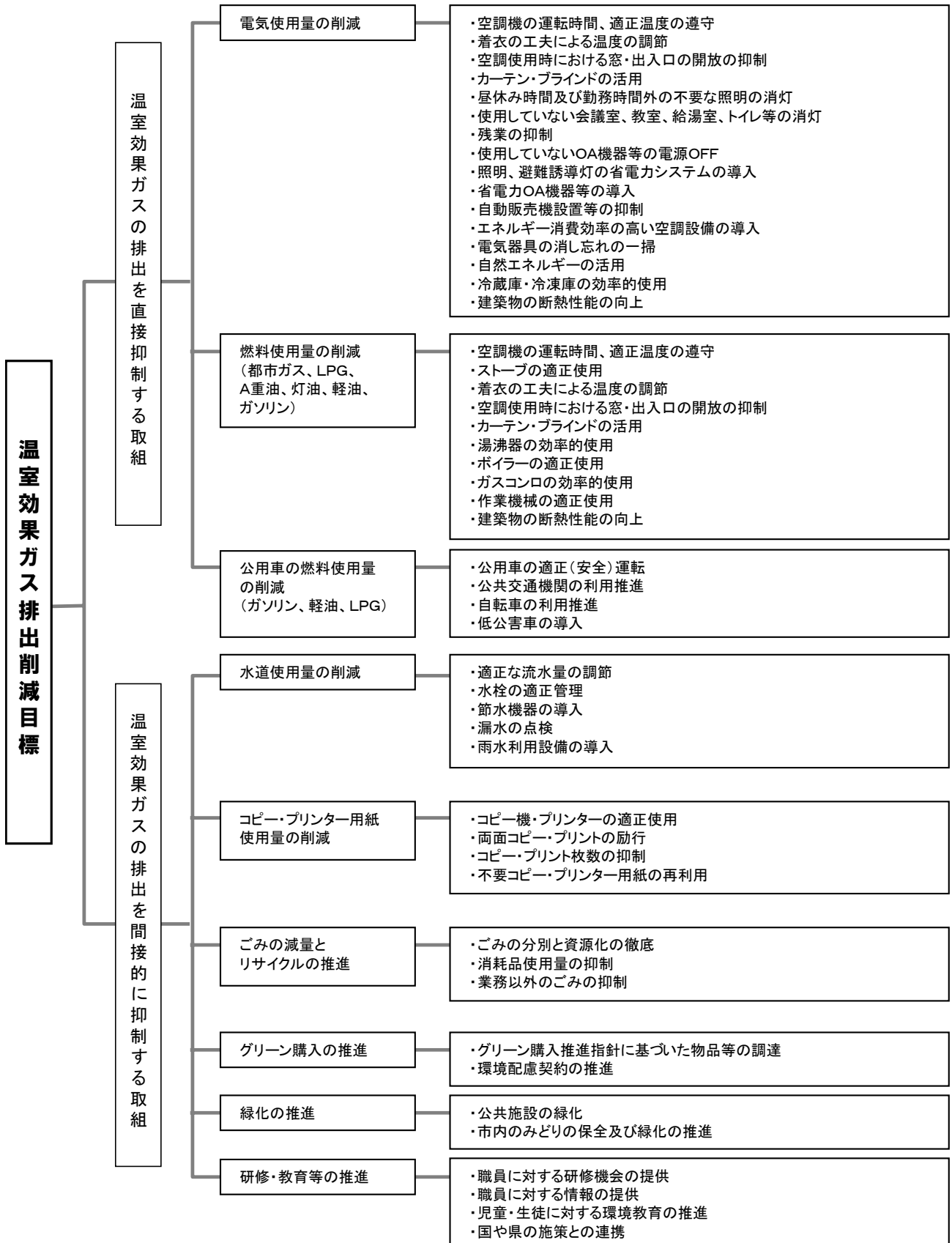
④ 緑化の推進

これまでどおり公共施設の緑化を推進していくとともに、市民及び事業者との協働により、雑木林といった市内に現存するみどりの保全及び緑化の推進に取り組んでいきます。

⑤ 研修・教育等の推進

国や県が取り組んでいる施策については、本市でも積極的に参加するなど、既存の制度を有効に活用し、温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。

2 取組事項体系



3 削減目標達成に向けた市の取組(直接的な取組)

取組項目	具体的な取組	内容	
電気使用量の削減	空調機の運転時間、適正温度の遵守	夏季及び冬季における空調機の運転時間及び適正な室内温度(冷房 28℃、暖房 20℃)を遵守する。	
	着衣の工夫による温度の調節	夏季は軽装、冬季は重ね着など着衣を工夫し、温度調節を行う。	
	空調使用時における窓・出入口の開放の抑制	空調使用時には窓や出入口の開放を抑制し、冷暖房の効率向上に努める。	
	カーテン・ブラインドの活用	カーテンやブラインドの利用より、冷暖房の効率向上に努める。	
	昼休み時間及び勤務時間外の不要な照明の消灯		昼休み時間は窓口業務を除き、消灯する。
			勤務時間前、勤務時間後は、不要な照明を消灯する。
	使用していない会議室、教室、給湯室、トイレ等の消灯	会議室、教室、給湯室、トイレ等を使用していないときは消灯する。	
	残業の抑制		業務の見直し及び効率的な業務の執行に努め、残業を抑制する。
			毎週水曜日の「ノー残業デー」は残業をしない。
	使用していないOA機器等の電源 OFF	パソコン、プリンター、シュレッダー、印刷機等を使用していないときは、主電源を OFF にする。	
	照明、避難誘導灯の省電力システムの導入		市民の利用を目的としたトイレの照明は、自動感知式のスイッチの導入に努める。
			火災感知機に連動した避難誘導灯の点灯システムの導入に努める。
	省電力 OA 機器等の導入	OA 機器等の更新、導入にあたっては省電力機器の導入に努める。	
	自動販売機設置等の抑制	自動販売機の更新にあたっては、エネルギー消費の少ない自動販売機を設置する。	
	エネルギー消費効率の高い空調設備の導入	空調設備の更新、導入にあたっては、エネルギー消費効率の高い空調設備の導入に努める。	
	電気器具の消し忘れの一掃	換気扇等の電気器具の消し忘れをなくす。	
自然エネルギーの活用		自然の風や光を取り入れ、室内の明るさや温度の調節を行う。	
		太陽光発電等の導入に努める。	
冷蔵庫・冷凍庫の効率的使用	冷蔵庫・冷凍庫の使用にあたっては、適正な温度設定や庫内の詰めすぎに注意する。		
建築物の断熱性能の向上	公共施設の建築等にあたっては、断熱性能の向上に資する構造の整備に努める。		

第5章 温室効果ガス抑制のための取組

取組項目	具体的な取組	内容
燃料使用量の削減 都市ガス LPG A重油 灯油 ガソリン	空調機の運転時間、適正温度の遵守	夏季及び冬季における空調機の運転時間及び適正な室内温度（冷房 28℃、暖房 20℃）を遵守する。
	ストーブの適正使用	ストーブの使用にあたっては、適正な室内温度で使用する。
	着衣の工夫による温度の調節	夏季は軽装、冬季は重ね着など着衣を工夫し、温度調節を行う。
	空調使用時における窓・出入口の開放の抑制	空調使用時には窓や出入口の開放を抑制し、冷暖房の効率向上に努める。
	カーテン・ブラインドの活用	カーテンやブラインドの利用より、冷暖房の効率向上に努める。
	湯沸器の効率的使用	湯沸器はむだのないよう、効率的に使用する。
	ボイラーの適正運転	ボイラーを適正に運転し、良好な燃焼効率を維持する。
	ガスコンロの効率的使用	ガスコンロはむだのないよう、効率的に使用する。
	作業機械の適正使用	草刈機、芝刈機、動力付噴霧器、発電機等のエンジン付き作業機械は、適正に使用する。
	建築物の断熱性能の向上	公共施設の建築等にあたっては、断熱性能の向上に資する構造の整備に努める。
公用車の燃料使用量の削減 ガソリン 軽油 LPG	公用車の適正（安全）運転	急発進、急加速、空ぶかしをしない。
		経済速度での走行に努める。
		アイドリング・ストップを励行する。
		タイヤの空気圧を適正にする。
		運行にあたっては、庁用車運転日報の運行前点検記録票に基づき点検を行う。
	公共交通機関の利用推進	出張等については、公共交通機関の利用に努める。
	自転車の利用推進	荷物の運搬を伴わない市内の事務連絡は、可能な範囲で自転車の利用に努める。
	低公害車の導入	公用車の更新、導入にあたっては、八都県市指定低公害車を導入する。

4 削減目標達成に向けた市の取組(間接的な取組)

取組項目	具体的な取組	内容
水道使用量の削減	適正な流量の調節	適正な流量とするため元栓を調節する。
	水栓の適正管理	水を流しっぱなしにしない。
		歯磨きや手洗い時に余分な水を使用しない。
	節水機器の導入	節水コマを取り付ける。
		トイレに流水音発生装置を設置する。
漏水の点検	漏水のチェックを定期的に行う。	
雨水利用設備の導入	植木の散水等に使う雑用水には、雨水を利用できるように雨水利用設備の導入に努める。	
コピー・プリンター用紙使用量の削減	コピー機・プリンターの適正使用	コピー・プリント枚数の設定やコピー・プリントサイズの間違い等のミスコピー・プリントをしない。
	両面コピー・プリントの励行	コピー・プリント原稿が2枚以上の場合は両面コピー・プリントにする。
	コピー・プリント枚数の抑制	会議資料等の作成部数は最小限とする。 コピー・プリントするものは必要最小限とし、重複資料の作成を抑制する。
	不要コピー・プリンター用紙の再利用	不要となったコピー・プリンター用紙は、裏面に印刷したり、メモ用紙として再利用する。
ごみの減量とリサイクルの推進	ごみの分別と資源化の徹底	紙類とプラスチック製容器包装類の資源化を徹底する。
		燃やせるごみと燃やせないごみの分別を徹底する。
		針等の微小金属類は燃やせないごみと分別し、資源化する。
		使用済み封筒は、機関・部署内での使用封筒等として再利用する。
	消耗品使用量の抑制	事務用品等の消耗品の使用量を抑制する。 消耗品は最後まで使い切る。
業務以外のごみの抑制	弁当やペットボトルの空容器等は各自が持ち帰る。	
グリーン購入の推進	グリーン購入推進指針に基づいた物品等の調達	物品、サービス等を調達する際には、グリーン購入推進指針及びガイドラインに基づき調達する。
	環境配慮契約の推進	物品、サービス等を調達する際には、より環境負荷の少ない契約を結ぶ。
緑化の推進	公共施設の緑化	草花や木を植栽し、公共施設の緑化に努める。
	市内のみどりの保全及び緑化の推進	市民及び事業者との協働により、市内に現存するみどりの保全・緑化を推進する
研修・教育等の推進	職員に対する研修機会の提供	地球温暖化防止に向けた職員研修を計画的に実施する。
	職員に対する情報の提供	庁内ネットワークシステムの活用等により、環境に関する情報を提供する。
	児童・生徒に対する環境教育の推進	児童・生徒に対し、環境教育を計画的に実施する。
	国や県の施策との連携	国や県の施策への参加等、既存の制度を有効に活用する。

第5章 温室効果ガス抑制のための取組

<参考> 平成20年度版北本市グリーン購入ガイドライン(抜粋)

分類	主な品目	主な判断の基準
用紙類	コピー用紙 印刷用紙 等7品目	①古紙配合率70%以上であること ②塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること ③塗工されているものについては、塗工量が両面でフォーム用紙、コピー用紙にあっては12g/m ² 以下、印刷用紙にあっては30g/m ² 以下であること ④再生利用しにくい加工が施されていないこと ※エコマーク、グリーンマーク等、環境ラベルを取得した製品であること
衛生紙類	トイレトペーパー	①原材料が古紙配合率100%であること ②無漂白であること ※エコマーク、グリーンマーク等、環境ラベルを取得した製品であること
文具事務用品類	ボールペン 蛍光ペン ファイル 等36品目	金属を除く主材料が以下の条件を満たすこと ①プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること ②木質の場合にあっては、間伐材や廃材等の木材が使用されていること ③紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること ※エコマーク、グリーンマーク等、環境ラベルを取得した製品であること
自動車	自動車	七都県市または八都県市指定の低公害車であること
納入印刷物	広報紙 計画書 封筒 等6品目	印刷用紙に係る判断の基準(用紙類参照)を満たす用紙を使用していること(ただし、冊子形状のものについては表紙を除く)
機器類	机 いす 黒板 ホワイトボード 等5品目	金属を除く主材料が以下の条件を満たすこと ①プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること ②木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること ※エコマーク、グリーンマーク等、環境ラベルを取得した製品であること
OA機器	パソコン コピー機 プリンター 等5品目	国際エネルギースターロゴを取得した製品、又は同等の省エネルギー型のものであること
家電製品	電気冷蔵庫 エアコン テレビ	省エネ性マーク(緑色)を取得した製品、又は同等の省エネルギー型のものであること
蛍光管等	蛍光管 蛍光灯照明器具	次のいずれかの要件を満たすこと ①高周波点灯専用形(Hf)であること ②ラピッドスタート形又はスターター形である場合は、品目ごとの基準を満たすこと

分類	主な品目	主な判断の基準
インテリア・寝装 寝具	カーテン カーペット 布団 等4品目	使用されている繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂（PET ボトル又は繊維製品を原材料として再生利用されているもの）から得られるポリエステルが製品全体重量比で10%以上使用されていること ※エコマークを取得した製品であること
制服・作業服・作業手袋	作業服 白衣 作業手袋 等5品目	
設備	太陽光発電システム 等2品目	自然エネルギーの利用などにより、省エネ等環境負荷を軽減させるシステムとなっているものであること
公共工事	断熱材 再生骨材 タイル 等8品目	契約図書において一定の環境負荷低減効果が認められる資材等、又は建設機械の使用を義務づけていること

<参考> グリーン購入目標

対象分類	平成 19 年度目標	平成 20 年度目標
用紙類 衛生紙類 文具 事務用品類 自動車 納入印刷物	ガイドラインに基づいた 購入率 100%	ガイドラインに基づいた 購入率 100%
機器類 OA機器 家電 製品蛍光灯等 インテ リア・寝装寝具 制服・ 作業服・作業手袋	ガイドラインに基づいた 購入率 90%	ガイドラインに基づいた 購入率 90%
設備 公共工事	ガイドラインに基づいた 購入に努める。	ガイドラインに基づいた 購入に努める。

第6章 計画の推進

第2次実行計画に基づく取組事項を市全機関が一体となって、効果的に推進していくためには、体制を整備し、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）の四つのステップを繰り返し行うことのできるシステム（仕組み）をつくり、システムの継続的な改善を図りつつ取り組んでいく必要があります。

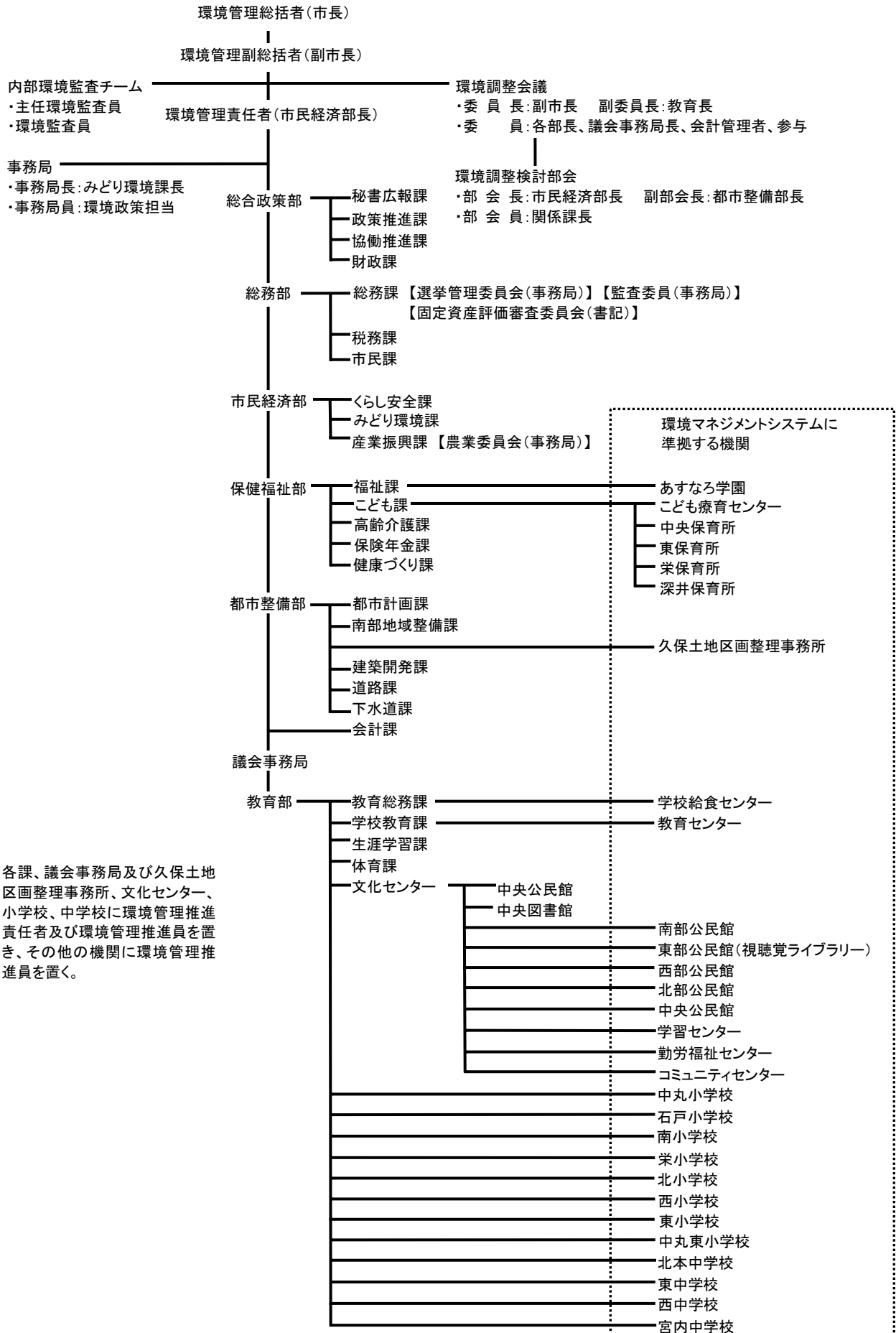
本市においては、既に平成12年10月1日から市庁舎及び文化センターを対象範囲とする環境マネジメントシステム（平成13年4月11日 ISO14001 認証取得）を構築し、運用しています。したがって、第2次実行計画推進にあたっての体制及び運用管理等については、北本市環境マネジメントシステムに連携させて運用していきます。

1 推進体制

第2次実行計画の推進体制は、北本市環境マネジメントシステムの適用範囲である市庁舎内の機関及び文化センター（以下「適用範囲」という。）については北本市環境マネジメントシステムの体制とし、北本市環境マネジメントシステムの適用範囲以外の機関（以下「適用範囲以外」という。）については北本市環境マネジメントシステムに準拠した体制とします。

第2次実行計画の取組事項の調整や推進策の検討は環境調整会議及び環境調整検討部会において行い、各部署における第2次実行計画の推進は環境管理推進責任者及び環境管理推進員が行うこととします。また、適用範囲以外においては、各施設の所属長等により行うこととします。

第2次実行計画推進体制



各課、議会議務局及び久保土地区画整理事務所、文化センター、小学校、中学校に環境管理推進責任者及び環境管理推進員を置き、その他の機関に環境管理推進員を置く。

2 運用管理

第2次実行計画の運用管理は、北本市環境マネジメントシステムの運用管理に連携させて取り組んでいきます。

3 点検及び是正処置

第2次実行計画で設定した目標については、北本市環境マネジメントシステムの点検及び是正処置に連携させて、定期的なチェックや監視・測定を行うこととします。

なお、環境管理推進責任者、環境管理推進員及び所属長等は、各部署における温室効果ガスの排出量調査を四半期ごとに実施し、ISO推進事務局へ報告することとします。

4 公表

第2次実行計画の進捗状況、温室効果ガスの排出量等については、北本市環境基本計画「年次報告書」及び北本市のホームページにより公表します。

■ 資料

- 1 温室効果ガス換算係数一覧
- 2 削減目標の設定
- 3 用語の解説
- 4 地球温暖化対策の推進に関する法律抄

1 温室効果ガス換算係数一覧

第1次実行計画の計画期間における市の事務事業に伴う地球温暖化ガス排出量の算定にあたっては、「地球温暖化対策の推進に関する施行令」に基づき、平成12年度の排出係数政令に基づく下表の排出係数を使用しています。また、第2次実行計画の温室効果ガス排出量の算定にあたっては、平成18年度地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づく下表の排出係数を使用します。

《平成12年度排出係数政令に基づく温室効果ガス排出係数》

排出係数		対象ガス	排出係数		温暖化係数	CO ₂ 換算係数	
公用車の使用 燃料	ガソリン	CO ₂	2.31	kg-CO ₂ /L	1	2.31	kg-CO ₂ /L
	軽油	CO ₂	2.64	kg-CO ₂ /L	1	2.64	kg-CO ₂ /L
	LPG	CO ₂	3.02	kg-CO ₂ /kg	1	3.02	kg-CO ₂ /kg
燃料の使用	ガソリン	CO ₂	2.31	kg-CO ₂ /L	1	2.31	kg-CO ₂ /L
	灯油	CO ₂	2.51	kg-CO ₂ /L	1	2.51	kg-CO ₂ /L
	軽油	CO ₂	2.64	kg-CO ₂ /L	1	2.64	kg-CO ₂ /L
	A重油	CO ₂	2.77	kg-CO ₂ /L	1	2.77	kg-CO ₂ /L
	LPG	CO ₂	3.02	kg-CO ₂ /kg	1	3.02	kg-CO ₂ /kg
	都市ガス	CO ₂	2.20	kg-CO ₂ /m ³	1	2.20	kg-CO ₂ /m ³
	潤滑油	CO ₂	2.90	kg-CO ₂ /L	1	2.90	kg-CO ₂ /L
電気の使用（一般電気事業者からの供給）		CO ₂	0.357	kg-CO ₂ /kwh	1	0.357	kg-CO ₂ /kwh
ガス・ガソリン機関におけるガスの使用		CH ₄	0.0077	kg-CH ₄ /m ³	21	0.16	kg-CO ₂ /m ³
		N ₂ O	0.000027	kg-N ₂ O/m ³	310	0.0084	
ディーゼル機関における軽油の使用		N ₂ O	0.000062	kg-N ₂ O/L	310	0.019	kg-CO ₂ /L
ディーゼル機関におけるA重油の使用		N ₂ O	0.000062	kg-N ₂ O/L	310	0.019	kg-CO ₂ /L
自動車の走行	乗用車（ガソリン・LPG）	CH ₄	0.000012	kg-CH ₄ /km	21	0.00025	kg-CO ₂ /km
		N ₂ O	0.000029	kg-N ₂ O/km	310	0.0090	
	軽自動車（ガソリン・LPG）	CH ₄	0.000011	kg-CH ₄ /km	21	0.00023	kg-CO ₂ /km
		N ₂ O	0.000022	kg-N ₂ O/km	310	0.0068	
	小型貨物自動車（ガソリン・LPG）	CH ₄	0.000035	kg-CH ₄ /km	21	0.00074	kg-CO ₂ /km
		N ₂ O	0.000027	kg-N ₂ O/km	310	0.0084	
	軽貨物車（ガソリン・LPG）	CH ₄	0.000013	kg-CH ₄ /km	21	0.00027	kg-CO ₂ /km
		N ₂ O	0.000023	kg-N ₂ O/km	310	0.0071	
	特殊用途車（ガソリン・LPG）	CH ₄	0.000035	kg-CH ₄ /km	21	0.00074	kg-CO ₂ /km
		N ₂ O	0.000038	kg-N ₂ O/km	310	0.012	
	乗用車（ディーゼル）	CH ₄	0.0000021	kg-CH ₄ /km	21	0.000044	kg-CO ₂ /km
		N ₂ O	0.000007	kg-N ₂ O/km	310	0.0022	
	小型貨物車（ディーゼル）	CH ₄	0.0000085	kg-CH ₄ /km	21	0.00018	kg-CO ₂ /km
		N ₂ O	0.000025	kg-N ₂ O/km	310	0.0078	
自動車用エアコン（平成7年度以降の新車）		HFC	0.015	kg-HFC/台	1,300	19.50	kg-CO ₂ /台

《平成 18 年度施行令に基づく温室効果ガス排出係数》

排出係数		対象ガス	排出係数	発熱量	温暖化係数	ガス種別換算係数		CO ₂ 換算係数		
公用車 の使用燃料	ガソリン	CO ₂	0.0183 kg-C/MJ	34.6 MJ/L	1	2.32	kg-CO ₂ /L	2.32	kg-CO ₂ /L	
	軽油	CO ₂	0.0187 kg-C/MJ	38.2 MJ/L	1	2.62	kg-CO ₂ /L	2.62	kg-CO ₂ /L	
	LPG	CO ₂	0.0163 kg-C/MJ	50.2 MJ/kg	1	3.00	kg-CO ₂ /kg	3.00	kg-CO ₂ /kg	
燃料の 使用	ガソリン	CO ₂	0.0183 kg-C/MJ	34.6 MJ/L	1	2.32	kg-CO ₂ /L	2.32	kg-CO ₂ /L	
	灯油	CO ₂	0.0185 kg-C/MJ	36.7 MJ/L	1	2.49	kg-CO ₂ /L	2.49	kg-CO ₂ /L	
	軽油	CO ₂	0.0187 kg-C/MJ	38.2 MJ/L	1	2.62	kg-CO ₂ /L	2.62	kg-CO ₂ /L	
	A重油	CO ₂	0.0189 kg-C/MJ	39.1 MJ/L	1	2.71	kg-CO ₂ /L	2.71	kg-CO ₂ /L	
	LPG	CO ₂	0.0163 kg-C/MJ	50.2 MJ/kg	1	3.00	kg-CO ₂ /kg	3.00	kg-CO ₂ /kg	
	都市ガス※	CO ₂	0.0138 kg-C/MJ	43.1 MJ/m ³	1	2.18	kg-CO ₂ /m ³	2.18	kg-CO ₂ /m ³	
	潤滑油	CO ₂	0.01922 kg-C/MJ	40.2 MJ/L	1	2.83	kg-CO ₂ /L	2.83	kg-CO ₂ /L	
電気の使用 (一般電気事業者からの供給)	CO ₂	0.56 kg-CO ₂ /kwh	-	-	1	0.56	kg-CO ₂ /kwh	0.56	kg-CO ₂ /kwh	
ガス・ガソリン機関におけるガスの使用 (都市ガス)	CH ₄	0.0054 kg-CH ₄ /GJ	0.0397 GJ/m ³	21	0.0021	kg-CH ₄ /m ³	0.045	kg-CO ₂ /m ³		
	N ₂ O	0.00062 kg-N ₂ O/GJ	0.0397 GJ/m ³	310	0.000025	kg-N ₂ O/m ³	0.0076	kg-CO ₂ /m ³		
ディーゼル機関における軽油の使用	N ₂ O	0.0017 kg-N ₂ O/GJ	0.0382 GJ/L	310	0.000065	kg-N ₂ O/L	0.020	kg-CO ₂ /L		
ディーゼル機関におけるA重油の使用	N ₂ O	0.0017 kg-N ₂ O/GJ	0.0391 GJ/L	310	0.000066	kg-N ₂ O/L	0.021	kg-CO ₂ /L		
自動車 の走行	乗用車 (ガソリン・LPG)	CH ₄	0.000010 kg-CH ₄ /km	-	-	21	0.000010	kg-CH ₄ /km	0.00021	kg-CO ₂ /km
		N ₂ O	0.000029 kg-N ₂ O/km	-	-	310	0.000029	kg-N ₂ O/km	0.0090	kg-CO ₂ /km
	軽自動車 (ガソリン・LPG)	CH ₄	0.000010 kg-CH ₄ /km	-	-	21	0.000010	kg-CH ₄ /km	0.00021	kg-CO ₂ /km
		N ₂ O	0.000022 kg-N ₂ O/km	-	-	310	0.000022	kg-N ₂ O/km	0.0068	kg-CO ₂ /km
	小型貨物自動車 (ガソリン・LPG)	CH ₄	0.000015 kg-CH ₄ /km	-	-	21	0.000015	kg-CH ₄ /km	0.00032	kg-CO ₂ /km
		N ₂ O	0.000026 kg-N ₂ O/km	-	-	310	0.000026	kg-N ₂ O/km	0.0081	kg-CO ₂ /km
	軽貨物車 (ガソリン・LPG)	CH ₄	0.000011 kg-CH ₄ /km	-	-	21	0.000011	kg-CH ₄ /km	0.00023	kg-CO ₂ /km
		N ₂ O	0.000022 kg-N ₂ O/km	-	-	310	0.000022	kg-N ₂ O/km	0.0068	kg-CO ₂ /km
	特殊用途車 (ガソリン・LPG)	CH ₄	0.000035 kg-CH ₄ /km	-	-	21	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.00074	kg-CO ₂ /km
		N ₂ O	0.000035 kg-N ₂ O/km	-	-	310	0.000035	kg-N ₂ O/km	0.0109	kg-CO ₂ /km
	乗用車 (ディーゼル)	CH ₄	0.000002 kg-CH ₄ /km	-	-	21	0.000002	kg-CH ₄ /km	0.00004	kg-CO ₂ /km
		N ₂ O	0.000007 kg-N ₂ O/km	-	-	310	0.000007	kg-N ₂ O/km	0.0022	kg-CO ₂ /km
	小型貨物車 (ディーゼル)	CH ₄	0.000008 kg-CH ₄ /km	-	-	21	0.000008	kg-CH ₄ /km	0.00016	kg-CO ₂ /km
		N ₂ O	0.000009 kg-N ₂ O/km	-	-	310	0.000009	kg-N ₂ O/km	0.0028	kg-CO ₂ /km
自動車用エアコン (平成7年度以降の新車)	HFC _{134-a}	0.015 kg-HFC/台	-	-	1300	0.015	kg-HFC/台	19.50	kg-CO ₂ /台	

※LPG（液化石油ガス）については、把握したデータの単位が m³ の場合は、2.07kg/m³ を乗じて kg に換算する。

※都市ガスについては、新日本ガス株式会社提供の排出係数を使用する。

2 削減目標の設定

(1) 電気使用量の削減

電気の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減目標について、平成 19 年度までの電気の使用に伴う温室効果ガス排出量の実績をもとに、機関ごとに目標削減量を設定した。

市役所庁舎及び文化センター（以下「市役所庁舎等」という）における電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は、平成 18 年度では平成 13 年度比で 3.7%減少しており、第 1 次実行計画の削減目標を達成していたが、平成 19 年度では平成 13 年度比で 1.4%増加していた。そこで、第 2 次実行計画では目標年度である平成 25 年度の温室効果ガス排出量を平成 18 年度と同程度の水準とし、平成 19 年度比 5.0%削減することとした。その結果、削減目標は 28.92t-CO₂となった。

出先機関における電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は、平成 18 年度では平成 13 年度比で 6.0%減少しており、第 1 次実行計画の削減目標を達成していたが、平成 19 年度では平成 13 年度比で-0.8%の削減にとどまっていた。そこで、第 2 次実行計画では目標年度の温室効果ガス排出量を平成 18 年度と同程度の水準とし、平成 19 年度比 5.0%削減することとした。その結果、削減目標は 59.86t-CO₂となった。

小中学校における電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は、平成 17 年度では平成 13 年度比で 1.7%減少していたが、それ以降から大きく上昇しており、平成 19 年度では平成 13 年度比で 3.8%増加していた。そこで、第 2 次実行計画では目標年度の温室効果ガス排出量を平成 17 年度と同程度の水準とし、平成 19 年度比 5.0%削減することとした。その結果、削減目標は 38.29t-CO₂となった。

全ての機関を合計すると、電気の使用に伴う温室効果ガス排出量については、基準年度である平成 19 年度の温室効果ガス排出量が 2,541.29t-CO₂、目標年度である平成 25 年度の温室効果ガス排出量が 2,414.22t-CO₂であった。その結果、温室効果ガスの目標削減量は 127.07t-CO₂となり、平成 19 年度の 5.0%であった。

《電気の使用に伴う温室効果ガスの目標削減量》

機関	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)		温室効果ガス 目標削減量	温室効果ガス削減量の 基準年度比に対する割合
	平成 19 年度 (基準年度)	平成 25 年度 (目標年度)		
市役所庁舎等	578.39	549.47	28.92	5.0%
出先機関	1,197.10	1,137.24	59.86	5.0%
小中学校	765.80	727.51	38.29	5.0%
合 計	2,541.29	2,414.22	127.07	5.0%

(2) 燃料使用量の削減

燃料の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減目標について、平成 19 年度までの燃料の使用に伴う温室効果ガス排出量の実績をもとに、機関ごとに目標を設定した。

市役所庁舎等における燃料の使用に伴う温室効果ガス排出量は、平成 19 年度では平成 13 年度比で 40.9%減少しており、第 1 次実行計画の削減目標を達成していた。また、近年は減少傾向にあることから、第 2 次実行計画では目標年度である平成 25 年度の削減目標を、基準年度である平成 19 年度と同一の水準とした。

出先機関における燃料の使用に伴う温室効果ガス排出量は、平成 19 年度では平成 13 年度比で 18.4%減少しており、第 1 次実行計画の削減目標を達成していたものの、平成 18 年度以降は増加傾向にあった。そこで、第 2 次実行計画では目標年度の温室効果ガス排出量について、平成 18 年度と同程度とし、平成 19 年度比 4.0%削減することとした。その結果、削減目標は 23.41t-CO₂となった。

小中学校における燃料の使用に伴う温室効果ガス排出量は、平成 19 年度では平成 13 年度比で 38.3%減少しており、第 1 次実行計画の削減目標を達成していた。また、近年は減少傾向にあることから、第 2 次実行計画では目標年度である平成 25 年度の削減目標を、基準年度である平成 19 年度と同一の水準とした。

全ての機関を合計すると、燃料の使用に伴う温室効果ガス排出量については、基準年度である平成 19 年度の温室効果ガス排出量が 970.80t-CO₂、目標年度である平成 25 年度の温室効果ガス排出量が 947.39t-CO₂ となった。その結果、温室効果ガスの目標削減量は 23.41t-CO₂ となり、平成 19 年度の 2.4%であった。

《燃料の使用に伴う温室効果ガスの目標削減量》

機関	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)		温室効果ガス 目標削減量	温室効果ガス削減量の 基準年度比に対する割合
	平成 19 年度 (基準年度)	平成 25 年度 (目標年度)		
市役所庁舎等	123.15	123.15	0	0.0%
出先機関	585.37	561.96	23.41	4.0%
小中学校	262.28	262.28	0	0.0%
合 計	970.80	947.39	23.41	2.4%

(3) 公用車の燃料使用量の削減

公用車の燃料の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減目標について、平成 19 年度までの公用車の燃料の使用に伴う温室効果ガス排出量の実績をもとに、機関ごとに目標を設定した。

市役所庁舎等における公用車の燃料の使用に伴う温室効果ガス排出量は、平成 19 年度では平成 13 年度比で 21.3%減少しており、第 1 次実行計画の削減目標を達成していた。しかし、市職員の意識調査の結果の中で、自動車に関する意識が高かったことから、第 2 次実行計画では目標年度である平成 25 年度の削減目標を、第 1 次実行計画と同じ基準年度比で 3.0% (1.45t-CO₂) 削減することとした。

出先機関における公用車の燃料の使用に伴う温室効果ガス排出量は、平成 19 年度では平成 13 年度比で 65.6%増加していた。そこで、第 2 次実行計画では目標年度の温室効果ガス排出量について、平成 19 年度に次ぐ平成 16 年度と同程度の水準とし、平成 19 年度比 7.0%削減することとした。その結果、削減目標は 1.29t-CO₂となった。

全ての機関を合計すると、公用車の燃料の使用に伴う温室効果ガス排出量については、基準年度である平成 19 年度の温室効果ガス排出量が 66.80t-CO₂、目標年度である平成 25 年度の温室効果ガス排出量が 64.06t-CO₂となった。その結果、温室効果ガスの目標削減量は 2.74t-CO₂となり、平成 19 年度の 4.1%であった。

《燃料の使用に伴う温室効果ガスの目標削減量》

機関	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)		温室効果ガス 目標削減量	温室効果ガス削減量の 基準年度比に対する割合
	平成 19 年度 (基準年度)	平成 25 年度 (目標年度)		
市役所庁舎等	48.30	46.85	1.45	3.0%
出先機関	18.50	17.21	1.29	7.0%
合 計	66.80	64.06	2.74	4.1%

(4) その他

電気、燃料及び公用車の燃料使用に伴う温室効果ガス排出量を、基準年度と目標年度について合計し温室効果ガス削減量を計算したところ、平成 19 年度比で 4.3%の削減であったことから、その他の活動に伴う温室効果ガス排出量の削減目標についても、平成 25 年度の削減目標を平成 19 年度比 4.3%削減することとした。その結果、基準年度である平成 19 年度の温室効果ガス排出量が 2.90t-CO₂、目標年度である平成 25 年度の温室効果ガス排出量が 2.78t-CO₂となり、目標となる温室効果ガス削減量は 0.12t-CO₂となった。

《その他の活動に伴う温室効果ガスの目標削減量》

機関	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)		温室効果ガス 目標削減量	温室効果ガス削減量の 基準年度比に対する割合
	平成 19 年度 (基準年度)	平成 25 年度 (目標年度)		
市役所庁舎等	2.421	2.317	0.104	4.3%
出先機関	0.428	0.410	0.018	4.3%
小中学校	0.057	0.055	0.002	4.3%
合 計	2.906	2.782	0.124	4.3%

※その他分とは、二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類）の排出量分である。

(5) 合計

電気の使用、燃料の使用、公用車の燃料の使用及びその他から発生する温室効果ガス排出量の平成 25 年度までの削減量を合計したところ、153.34 t-CO₂となり、基準年度である平成 19 年度の排出量である 3,581.79t-CO₂の 4.3%となった。

《電気及び燃料の使用並びにその他の活動に伴う温室効果ガスの目標削減量合計》

機関	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)		温室効果ガス 目標削減量	温室効果ガス削減量の 基準年度比に対する割合
	平成 19 年度 (基準年度)	平成 25 年度 (目標年度)		
合 計	3,581.79	3,428.45	153.34	4.3%

そこで、平成 25 年度の温室効果ガス排出量削減目標を平成 19 年度比で 4%削減することとした。その結果、目標年度である平成 25 年度の温室効果ガス排出量は、第 2 次実行計画から対象となる久保土地区画整理事務所の排出量(6.38t-CO₂)を合計した 3,588.17t-CO₂の 4%減に相当する 3,444.64t-CO₂となり、目標となる温室効果ガス削減量は 143.53t-CO₂となった。また、取組項目別の目標についてもごみの減量を除き、全て一律に 4%削減とした（P17）。

また、ごみの減量については、「北本市一般廃棄物処理基本計画（第 3 次計画）」において、平成 27 年度の事業系ごみ排出量の削減目標が、平成 19 年度比 11.4%の削減とされていることから、期間の長さに応じ 6/8 を乗じて 8.6%削減とした（P18）。

3 用語の解説

— あ行 —

ISO14001

ISO（国際標準化機構）が定めた、企業や自治体などの自主的な環境配慮の推進のための国際規格。

エコマーク

環境への負荷が少ない、あるいは環境改善に役立つ製品を示すマーク。文房具や、トイレットペーパーなどに表示されており、認定は日本環境協会が行っている。現在の基準は相対的なものであり技術的・客観的な基準はない。国際標準化機構（ISO）で環境ラベリングの標準化の動きがあり、ライフサイクルアセスメント（LCA）の導入を含め見直しが行われている。

エネルギーの使用の合理化に関する法律

省エネの推進のため、1979年に制定された法律。工場や業務施設の省エネ規制、新築建築物や自動車・電気機器のエネルギー効率の基準などを定めている。COP3（第3回気候変動枠組条約締約国会議）を受けて1998年に改正（1999年施行）された。その改正内容は自動車や電気機器の効率を上げるために「トップランナー方式」を採用して基準を強化したほか、工場の省エネ規制の強化と中規模の工場や業務施設への省エネ規制の新設などである。

— か行 —

環境配慮契約

グリーン契約。製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるようにする契約。平成19年に施行された環境配慮契約法により、国全体の温室効果ガスの排出量の削減に向け、国などに対しては環境配慮契約を推進する義務が、地方公共団体に対しては努力義務が課せられている。

環境マネジメントシステム

企業などの事業組織が法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的かつ積極的に環境を保全するために立案する計画と行動組織のこと。

環境ラベル

環境への負荷が少ない製品・商品につけるラベル。製品・商品の内容がわかるように表示し、購入時の参考と使用とするもの。エコマーク、グリーンマーク、牛乳パック再利用マークなどがある。規格・基準の統一が検討されている。

間伐材

林地に苗木を植樹して森林とする場合に、順調に生育させるためには密植状態になるのを防ぎ、木を切ってまばらにすることが必要である。木を切ってまばらにすることを間伐、切られた木のことを間伐材という。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC)

各国政府を代表する専門家が地球温暖化に関して議論をする場。国連環境計画と世界気象機関により、1988年に設置。地球温暖化のメカニズム、社会経済への影響、対策を明らかにすることを目的とする。

共同実施

京都メカニズムの一つで、先進国同士で排出削減や吸収のプロジェクトを実施し、投資国が自国の数値目標達成のためにその排出削減単位をクレジットとして獲得できる仕組み。

京都議定書

1997年に開催された「地球温暖化防止京都会議（第3回気候変動枠組条約締約国会議：COP3）」において採択された議定書。先進国に対し法的な拘束力のある削減目標を定め、先進国全体で温室効果ガスを5.2%削減することとした。また、排出量取引、共同対策事業、開発途上国の対策支援などが組み込まれている。日本は2002年6月に批准。

京都議定書目標達成計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて、京都議定書の削減約束を確実に達成するために必要な、自動車の燃費改善や機器の効率向上などの対策を定めた計画。平成17年4月に閣議決定。

京都メカニズム

京都議定書で定められた温室効果ガス排出目標の達成のために、各国内での削減努力を補完し、より低い削減コストで効率的に実施するために認められた国際的仕組み。排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムの3つがある。細部の規定の決め方により国内排出削減努力の抜け穴になるとの指摘もあり、実効的な制度をつくることが課題とされた。

クリーン開発メカニズム

先進国と途上国が、途上国において共同で温室効果ガス削減プロジェクトを実施し、そこで生じた削減分の一部（認証排出削減量）を先進国が自国の削減量に充てることが出来る仕組みで、途上国の持続可能な開発への支援も目的としている。また、プロジェクトから生じる利益の一部は途上国の温暖化への適応対策にも用いられる。

グリーン購入

グリーン調達。製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

グリーンマーク

古紙を 40%以上利用していることを示す認証マークで、ノートやコピー用紙、トイレットペーパーなどに表示されている。(財)古紙再生促進センターが認証を行い、点数に応じて学校等に苗木・球根等が贈られる。

国際エネルギースターロゴ

日米政府が認証する省エネルギーオフィス機器を対象とした任意登録制度。コンピュータ、ディスプレイなどのオフィス機器 7 品目について、待機時におけるエネルギー消費量の抑制を主眼に基準を定めている。

国連環境開発会議(地球サミット)

正式名称は「環境と開発に関する国連会議 (UNCED)」。地球環境問題に世界の目を初めて向けさせた「国連人間環境会議」(1972年ストックホルム)の20周年を記念して1992年、リオデジャネイロで開催。約170か国が参加し、内100か国以上が元首・首脳を出席させた。地球環境保全の必要性を世界中にアピールし、各国の意思決定レベルで国際的な合意を成立させた。「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」、「気候変動枠組み条約」、「生物多様性条約」、及び「森林資源の保全と利用についての森林保全の原則声明」が会期中に採択、調印された。

国連気候変動枠組み条約

温室効果ガスの増大に伴う気候変動を防止するための枠組みを規定した条約。1992年5月に採択され、同年6月の地球サミットで署名を開始し、1994年3月に発効した。先進国が温室効果ガス排出量を1990年レベルに安定化させること、各国が排出量の国家通報を行い締約国会議でレビュー(審査)を行うことなどを盛り込んでいる。

— さ行 —

省エネ性マーク

国の省エネ基準を達成した家電製品にオレンジ色の省エネ性マークが表示されている。また、達成率が100%以上の家電製品には、緑色のマークが表示されている。対象は、エアコン、蛍光灯器具、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫の5種類の家電製品。

— た行 —

地球温暖化対策推進大綱

京都議定書の採択を受けて、日本政府の地球温暖化対策推進本部が1998年6月に策定した2010年に向けての当面の地球温暖化対策の計画。京都議定書の締結を踏まえ、2002年に改正を行い、温室効果ガス排出量6%削減を達成する方策として、①革新的技術開発及び国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進で2.0%削減、②森林によるCO₂吸収分で最大3.9%の削減を目標としている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策を目的に、国・地方公共団体・事業者・国民の各主体の取り組みを促進する法律。1998年10月に成立し、99年4月に施行になった。基本方針を定めるほか、自治体の事務事業についての実行計画の策定義務付け、地球温暖化防止活動推進センターの設置などを定めている。

地球温暖化防止行動計画

地球サミットにおいて日本が公約した温暖化防止行動計画（1990年策定）。温暖化防止対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な実行可能な政策を明確にするとともに、国際的な枠組みづくりに貢献していくための基本姿勢を明確化した。

締約国会議(COP)

条約の締約国の会議で最高意思決定機関。気候変動枠組条約では、各締約国、特に先進国の排出削減計画や実施状況の検証、新たな仕組みの確立を議論する。

— は行 —

排出量取引

先進国同士（あるいはその国の企業など）で温室効果ガスの排出量を取引（売買）する制度。

八都県市指定低公害車

首都圏の広域的課題について取り組む八都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市）において、電気自動車並びに天然ガス、メタノール、ガソリン、軽油及び液化石油ガスを主たる燃料とし、窒素酸化物等の排出量が指定基準値以下の自動車を指定したもの。

— ま行 —

マラケシュ合意

2001年11月にモロッコのマラケシュにおいて開催された第7回気候変動枠組条約締約国会議（COP7）で、京都メカニズムの制度を具体的にどのような制度にするか、どのように運用をするかについて詳細なルールが決められた。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律抄

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

- 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(国及び地方公共団体の施策)

第二十条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

- 2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

- 3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。
- 5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

（地球温暖化防止活動推進員）

- 第二十三条 都道府県知事は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。
- 2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。
- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
 - 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
 - 三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
 - 四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

(都道府県地球温暖化防止活動推進センター)

第二十四条 都道府県知事は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限って、都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

2 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 前各号の事業に附帯する事業

3 都道府県知事は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第五号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第一項の指定の手續その他都道府県センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。

(罰則)

第四十八条 第三十二条第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

北本市民憲章

わたくしたちは、北本市民であることに誇りと責任をもち、緑にかこまれた健康な文化都市をきずくため、ここに市民憲章を定めます。

わたくしたちは

郷土を愛し

自然を大切にします

健康を願い

思いやりの心を育てます

教養を高め

きまりを守ります

(昭和 56 年 11 月 3 日制定)

第 2 次北本市地球温暖化対策実行計画

発行 埼玉県北本市
発行日 平成 21 年 3 月
編集 北本市市民経済部みどり環境課
〒364-8633 北本市本町 1-111
TEL 048 (591) 1111

○リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可

本計画書は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[A ランク]のみを用いて作製しています。